

建設工事等の入札契約業務に係る働きかけへの対応要領

(目的)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事及び工事に係る測量、調査、設計等の委託業務（以下「工事等」という。）の入札契約業務に用いる最低制限価格について、職員が特定の者の利益又は不利益を図ることを目的とした働きかけを受けた場合の対応について定めることにより、契約業務の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において働きかけとは、職員に対し、工事等の最低制限価格に関する情報であって本市が公表していないものを要求する行為（職員の勤務時間外において行われるものを含む。）をいう。

(対応)

第3条 職員は、働きかけを受けたときは、当該働きかけに係る情報の提供を行ってはならない。

2 職員は、働きかけを受けたときは、当該働きかけを行った者（以下「相手方」という。）に対し、当該要求には応じられない旨及び当該要求があったことを記録する旨を伝えるものとする。

3 職員は、働きかけと思われる行為を受けた場合には、他の職員の協力を求め、可能な限り複数の職員で対応するよう努めるものとする。

4 職員は、相手方からの要求が働きかけに該当するか疑わしいときは、所属長に報告し、その判断を受けるものとする。

(報告書)

第4条 職員は、働きかけを受けた場合は、速やかに当該働きかけの内容を働きかけ対応報告書（様式1）（以下「報告書」という。）に記録し、所属長に報告しなければならない。

2 職員は、報告書を作成するときは、客観的な事実に基づき、正確に記録するよう努めるものとする。

(報告)

第5条 働きかけの報告を受けた所属長は、調達契約課長へ報告し、報告を受けた調達契約課長は市長及び請負工事入札参加資格審査会へ報告するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(様式1)

働きかけ対応報告書

市長	副市長	部長	課長	
	副市長	総務部長	調達契約課長	調達契約課

受付日時	年 月 日 () 時 分
受付方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面談(場所) <input type="checkbox"/> 電話(場所) <input type="checkbox"/> その他 ()
相手方 (確認できる事項を記載)	団体名・氏名 : 住 所 : 電話番号 :
対応職員	所属 : 職名 : 氏名 : 所属 : 職名 : 氏名 : 所属 : 職名 : 氏名 :
働きかけの内容	
対応の内容	※働きかけを受けた場合は、「応じられないこと」及び「記録すること」を相手方に伝えること。

働きかけへの対応フロー

